

法教育推進協議会 第41回会議 議事録

第1 日 時 平成28年12月16日(金) 自 午後4時00分
至 午後5時28分

第2 場 所 法務省第1会議室

第3 議 題 (1) 小中学生向け視聴覚教材・高校生向け教材の作成について
(2) 法教育の更なる普及・充実に向けた今後の取組等について

議

事

小粥座長 それでは、まだお見えになっていない方もおられますが、予定された時間になりましたので、第41回法教育推進協議会を開会させていただきます。

まず、議事に先立ちまして、法務省大臣官房司法法制部の小山部長から、委員の皆様にお挨拶をさせていただきます。

小山部長 本年8月に司法法制部長を拝命いたしました小山でございます。どうぞよろしくお願いたします。

法教育推進協議会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、日頃から法教育の推進に御尽力いただくとともに、本協議会における議論の充実や円滑な進行に多大なる御協力を頂きまして、誠にありがとうございます。

法教育推進協議会は、法律や教育の専門家を始めとする、各界の有識者に御参加いただき、法教育の在り方について大局的観点から幅広い指針をお示しいただくという、重要な役割を担っていただいております。これまでも、学校現場等における法教育授業の円滑な実施に向けた法教育教材の作成など、様々な視点から法教育の普及、推進に取り組んでいただいているところでございます。

また、今般、本協議会に新たに教材作成部会が設置されたところでございますけれども、同部会におきましては、新たに高校生向けの教材、小中学生向けの視聴覚教材の作成に向け、意欲的な検討が進められていると伺っており、現場での法教育授業の実施率の向上につながる、すばらしい教材が出来上がるものと、大変期待しているところでございます。

また、この法教育でございますが、これは政治的にもかなり注目を集めております。先般の臨時国会、先般閉幕いたしました臨時国会の衆参法務委員会の審議におきましても、与野党の議員から、法教育の意義や本協議会の取組状況につき、何度も質問を受けまして、金田法務大臣、あるいは私において、その状況について答弁し、御報告申し上げてきているところでございます。

本日も、短い時間ではございますけれども、委員の皆様のお忌憚のない御意見を頂戴し、法教育の推進を進めてまいりたいと考えておりますので、引き続き御指導を賜りますよう、よろしくお願いたします。

以上、簡単ではございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。

小粥座長 どうもありがとうございました。

今回、新たに委員に御就任いただいた方もおられますので、本日は、その方々から簡単に自己紹介と御挨拶をお願いしたいと思います。

それでは、恐縮ですが、片岡委員、お願いできますでしょうか。

片岡委員 最高検察庁総務部長の片岡でございます。よろしくお願いいたします。

雑談になりますが、ハウリス君の着ぐるみができたということで、大変心強く思っております。いかめしい検事が法教育の現場に行くより、これをかぶらせて行かせようかなと思っております。引き続き、よろしくお願いいたします。

小粥座長 ありがとうございます。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日は御欠席ですが、東京都教育庁指導部義務教育指導課の藤田統括指導主事にも

新たに委員に御就任いただいております。

続いて、事務局のメンバーにも変更等がございましたので、御挨拶させていただきます。

野田部付、お願いいたします。

野田部付 本年4月に、法務省大臣官房司法法制部付を拝命いたしました野田と申します。よろしくをお願いいたします。

小粥座長 ありがとうございます。

小山司法法制部長は、ここで所用のため退席させていただきます。ありがとうございます。

小山部長 よろしくをお願いいたします。失礼いたします。

小粥座長 それでは、事務局から、本日の議事と配布資料等の説明をお願いいたします。

中保部付 それでは、事務局から、本日の議題と配布資料等の説明をさせていただきます。机上にお配りした議事次第を御覧ください。本日はこの後、2つの議事を予定しております。

一つ目の議事は、現在、教材作成部会で進めております、小中学生向け視聴覚教材と、高校生向け法教育教材についてです。作成に向けた議論の経過を、それぞれの担当グループの委員の先生から御報告いただきたいと思いますと思っております。

二つ目の議事は、「法教育の更なる普及・充実に向けた今後の取組等について」でございます。

次に、配布資料について御説明いたします。資料目録、資料を御覧ください。

資料1は、本年10月現在の法教育推進協議会委員名簿でございます。

資料2は、高校生向け教材、小中学生向け視聴覚教材の作成についてまとめたものでございます。前回の法教育推進協議会で了承いただいたものでございます。

資料3は、本年9月現在の教材作成部会の委員の名簿でございます。

続きまして、資料4は、小中学生向け視聴覚教材の骨子でございます。参考資料として、冊子版の小学生向け教材の映像化する箇所を抜粋して添付しているところでございます。エクセルで表になっていると思います。

資料5は、高校生向け教材の骨子でございます。この資料4、資料5につきまして、後ほど委員の先生方から御意見等を頂戴したいと思っております。

続きまして、資料6でございます。先ほど片岡委員からも御紹介いただきましたが、ホウリス君が表紙に書かれているものでございます。法教育授業の御案内、いわゆる出前授業の案内について、紹介している冊子でございます。

続きまして、資料7でございます。法務省ホームページに掲載されました、第57回「法の日」週間記念行事、法の日フェスタの開催報告でございます。

資料8は、法務省ホームページに同じく掲載されました、本年4月の日本女子大学における法教育の講義の実施報告でございます。ホウリス君も登場しております。

資料9は、本年6月に閣議決定をされました、「経済財政運営と改革の基本方針2016」、いわゆる「骨太の方針」の法教育にかかる記述の抜粋でございます。

続きまして、資料10は、自民党の司法制度調査会が、本年5月に発表いたしました中間提言、『法の支配』を基盤とする『日本型司法制度』～ソフトパワーとしての『司法外交』の展開～です。

以上でございます。

小粥座長 ありがとうございます。

それでは、最初の議題に入りたいと思います。一つ目の議題は、小中学生向け視聴覚教材と、高校生向け教材の作成についてであります。作成に向けた議論の経過と骨子案について、小中学生向け視聴覚教材作成グループと、高校生向け教材執筆グループのそれぞれから御報告を頂きたいと思います。

まずは、視聴覚教材に関して、磯山委員から御報告をお願いいたします。

磯山委員 座ったままで申し訳ありませんが、お話をさせていただきます。

お手元の資料に従って、こちらの確認をさせていただければと思います。

それでは、私の方から、小中学生向け視聴覚教材作成グループにおける検討状況について御報告いたします。

小中学生向け視聴覚教材作成グループにおいては、4月27日の教材作成部会全体のキックオフ以降、6月4日、7月15日の2回にわたって協議してきました。現時点での決定事項を、資料4に骨子としてまとめております。

作成の方針ですが、小学生、中学生向け視聴覚教材については、小中学校向け教材例を用いた法教育授業の実施率を高め、法教育の更なる普及を進めるとともに、同教材例を活用した法教育授業の学習効果を高めることをコンセプトとしております。このコンセプトに基づく作成方針としては、次の3つを予定しております。

第一に、授業者が時間的、心理的負担なく、手軽に小中学生向け教材を利用できるように、この冊子版の教材の内容とリンクさせるとともに、小中学生に授業内容に興味を持たせ、学習効果を高めるよう、法教育マスコットキャラクターのハウリス君などを使ったアニメーションや音声を多用すること。

第二に、小学生向け視聴覚教材は、アニメーションとすること。

第三に、1つの教材について、5分から10分程度の導入部分と展開部分、必要に応じて解説部分の映像を作成し、それぞれの映像を授業の進行などに応じて、選択的に使用できるようにすること、と考えております。

具体的な構成になりますが、小学生向け冊子版教材をどのように映像にしていくか、グループでの検討結果については、資料2枚目の表を御覧ください。

お手元には教材もございますので、適宜、御確認ください。

まず、小学校3年生・4年生向け教材では、「友だち同士のけんかとその解決」「約束をすること、守ること」を、小学校5年生・6年生向け教材では、「もめごとの解決」「情報化社会における表現の自由と知る権利—情報の受け手・送り手として—」「インターネットの便利さと注意事項」をそれぞれ映像化することを予定しております。

まず、「友だち同士のけんかとその解決」では、身近な友達同士のけんかとその解決のための調整についての事例を通して、自分たち自身の力や第三者の介入のもとで、紛争解決を行うことの意義と心構えを実感として理解することを学習目標としております。

この題材については、借りた漫画を汚してしまったことで、友達のアさんとBさんがけんかになって、それを共通の友人Cさんが調停者として解決するまでを、大きく問題提起部分、展開部分、解説部分の3部構成として映像化していきます。授業の進行に合わせて、例えば問題提起の映像だけを使用したり、問題提起と解説を使って、展開はワークシートを使うなど、教員によっていろいろな使い方ができるように工夫しています。教材での学習を通じ、調停者による紛争解決や、当事者だけで話し合っただけで紛争解決するためには、どうすればよかったのか

を考えさせる構成を予定しております。

次に、「約束をすること、守ること」では、身近な貸し借りをめぐる事例を通して、約束をすること、守ることについて理解を深め、契約に関する基礎的な理解を体得することを学習目標としています。

この教材については、まずゲームソフトの貸し借りについて、冊子版教材にある、2つのパターン、返還期限の合意が不明確なまま、貸し借りした事例と、貸し主が期限前に返却を求めてきた事例を映像化し、それぞれの問題点や考え得る結論について、ワークシートを使って児童に話し合いをさせる構成としています。

一つ目の返還期限の合意が不明確なまま、貸し借りした事例の映像の後には、ホウリス君が合意の不明確なまま貸し借りをした事例の問題点について、教材にも掲載している代表的な意見、Bさんが無理やり借りたのがよくないなどを紹介した上で、約束の自由について解説することとしています。

また、二つ目の貸し主が期限前に返還を求めてきた事例については、約束は約束なのだから、Bさんは5日間使っていていいと思うなどの代表的意見を紹介した後、人との約束は守る責任があること、約束をし直す方法も考えられることなどについて解説することとしています。

更に発展として、冊子版教材にはありませんが、児童の実態に応じて、先生方が一歩踏み込んだ授業ができるよう、契約を解除できる例外的パターン、例として、借りた側がゲームソフトを大切に扱っていなかった場合とか、貸した側に返してもらいたい特別な理由がある場合にはどうかといった問題を提起する映像も作成する予定です。

次に、「もめごとの解決」については、掃除当番をめぐるクラス内でのもめ事の実例を題材に、事実認定のプロセスを経験し、その難しさを実感するとともに、紛争解決の在り方についての議論を通じて、司法制度や、国民の司法参加の意義を理解することを学習目標としています。

問題提起部分の映像については、ホームルームの中で、2人のクラスメイトが掃除をさぼっていたという訴えがあったのをきっかけに、当事者や目撃者が掃除の時間を回想しつつ、それぞれの記憶を供述するという内容で、これを踏まえて、ワークシートを使って、児童に話し合いをさせ、事実認定のプロセスを体験させることを予定しています。

解説部分の映像については、事実認定の可否ではなく、事実認定の際に必要な態度などについて説明する内容とし、更にホームルームでの話し合いが刑事裁判に類似すること、裁判員として国民が司法参加することの意義などについて解説することとしています。

次に、「情報化社会における表現の自由と知る権利—情報の受け手・送り手として—」については、表現の自由や知る権利の意義、重要性を学ぶとともに、プライバシーや名誉など、他者の権利と緊張関係を意識した上で、両者が衝突する場面では、調整が必要なことを理解することを学習目標としています。

まず、導入部分の映像では、きめきめ王国という架空の国における情報発信の制限について説明し、王様の都合のよい情報だけが流されることで不都合はないか、問題提起をします。この先の展開部分については、児童の話し合いの中で、情報制限の問題が出てこなかった場合に、補助的に使用できるように、王様を批判するニュースが流せないけれども、不都合はないかと少し踏み込んで問いかける内容としています。

解説映像では、この問題に対する代表的な意見を紹介しつつ、表現の自由、知る権利の重

要性について説明します。

そして、ここからは、冊子版の教材にはないのですが、基本的人権が衝突する可能性があるということを意識させるために、きめきめ王国のその後として、行き過ぎた表現の自由による問題点に焦点を当てた映像を作ることとしました。資料にありますとおり、インターネット上でたまたま情報や、他人を傷つけるような発言も飛び交うようになってしまったため、困った王様は、王様が許可した情報だけ流していいという決まりを復活させることを考えているが、それでよいのかという問題提起をして、児童に話し合いをさせる流れです。

次の展開2の映像は、児童の話し合いの中で、具体的な問題点が出てこなかった場合に、議論の方向性、考慮すべき事柄について、ヒントを与える補助的な内容です。解説映像では、名誉やプライバシーなど、他の権利との関係において、表現の自由が制限される場面もあること、その際には、恣意的な運用とならないよう、公平中立な立場の裁判所が厳格な基準に基づき判断していることなどを説明します。

最後に、「インターネットの便利さと注意事項」については、インターネットを利用して情報を発信する際に、気をつけなければいけないこと、情報の発信者としての責任を理解することを学習目標としております。

問題提起として、インターネット上の掲示板への書き込みについて、他者の名誉やプライバシーとの関係で問題になりそうな問題を例示し、書き込むことの是非を協議させた上で、解説部分では、情報の発信者として、他者の権利に配慮し、匿名性や拡散性といったインターネットの特徴を踏まえて利用する必要があるということなどを説明する内容を予定しています。

これまでの視聴覚教材作成グループにおける教材作成に向けた検討結果は以上です。

一方で、中学生向けの視聴覚教材については、映像アニメーションとするか、実写ドラマとするかも含めて、現在検討中です。冊子版の教材を映像化するという方針は変わりませんので、教材のどの部分を、どのような構成で映像化するのが児童にとって理解しやすく、また教員の負担を最大限に軽減できるものなのか考えながら協議し、追って御報告させていただきたいと思います。

ありがとうございました。

小粥座長 どうもありがとうございました。

それでは、ここで一旦、区切らせていただきまして、磯山委員から御報告を頂きました小中学生向け視聴覚教材の骨子という点につきまして、御質問等承りたいと存じます。いかがでしょうか。

ちょっと確認させていただきたいのですが、我々の手元にあるこの小学校3年生・4年生向け「友だち同士のけんかとその解決」というこの冊子が、既に法教育推進協議会から配布されているものの一部ということでしょうか。

磯山委員 これと違うものではないと思います。

中保部付 今回、小中学生向け視聴覚教材の骨子の別紙にありますエクセル表で、右側に教材該当ページというものが記載されていると思うのですが、そこを抜粋したものでございまして、今、座長御指摘のとおり、小中学生向け教材のこの冊子版から適宜、抜粋したものでございます。

小粥座長 ありがとうございます。

どうぞ、橋本委員、お願いします。

橋本委員 「情報化社会における表現の自由と知る権利」の授業で、ちょっとお尋ねしたいのですが、問題提起、展開1、解説1、発展、展開2、解説2という形で、児童の理解度を踏まえた上で、複線化するというか、発展を使ったりするというのもお聞きしたんですが、これは45分の授業の中で、これだけの映像を見せて、更に児童の話合いを入れるということで、そういう理解でよろしいのかどうか教えていただけないですか。

磯山委員 (4)ですか。

橋本委員 (4)です。

磯山委員 基本的には授業の計画としてはそうなっていると思います。

話が伝わりにくい部分もあったかと思いますが、全ての映像を全ての授業で使うという発想ではなく、何か授業の目標を、先生方のクラスの子供の実態に応じて先生方が定めて、この授業をアレンジしながら進めていくことを想定しています。そのときにどこに力点を置きたいかで、映像選択できるようにという意味で、幅広く、映像化する部分を抽出、選択したという状況です。

小粥座長 ほかに。

江口先生、お願いします。

江口委員 これをちょっとお聞きしたいんですけども、小学校の例えばテープを作って、デモでどこかここにいらっしゃる委員の先生の小学校でやってみるとか、そういう構成になっているんですか。それともぶっつけ本番で使っていくんですか。

中保部付 私からよろしいですか。

小粥座長 中保部付、お願いします。

中保部付 江口先生、御指摘ありがとうございます。

実際、教材を作っても、それがきちんと学校現場に普及して、実際に使ってもらえないと、何の意味もございません。そういう意味で、今の先生の御指摘、ごもっともだと思っております。当然予算が伴うものですので、今後の予算措置によるところはございますが、基本的には教材ができた後には、全国の教員研修等で、この教材を利用したモデル授業等を実施して、その普及に努めていきたいと思っておりますのでございます。

また、実際、余り法教育に関心のない先生にも手に取ってもらいたいという気持ちがございます。その際には、この授業、教材を使ったときに、生徒からどういう反応が出るのかというところは未知数ですと、やはりなかなか手に取りづらいというところもあると思いますので、そのモデル授業等で生徒から出たような代表的な意見を、法務省のホームページ等で掲載することで、初めてこの教材を手にする先生方、法教育についてなじみのない先生方にも、教材を手にとってもらえるような工夫をしていきたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

小粥座長 ありがとうございます。

今、江口先生がおっしゃったことは、教材として完成する前のお話ではないかというような気もしたんですが。

江口委員 僕、完成する前にも一度、どこかの情報でもいいし、あるいは他の契約でも約束のところでもいいから、お金をかけないで、この委員の学校の中で、4人の委員と中保部付とか、近場で時間が空いている人がちょっと実験的にやってみて形を決めるほうが、後がすつ

と流れていくのかなというのが1つです。

それからもう1つは、意外とこれ難しくて、学校の先生方が自由に授業で使うことはいいんですけども、教材との絡みとか、ルールとか法律との絡みとかがあると、何ていうか、冊子にしなくてもいいので、ティーチャーズガイドみたいなものの、ちょっとネット版でもいいけれども作れないかという感覚があるんですけども。

実は、アメリカの教材なんかでは、こういう教材があるんですけども、例えば、ここでは合理的な意見を受け入れていいですよと、法律はそんなにバッティングしませんよと。ただし、ここは駄目ですよとか、そういう記述があるので、それはどこかでやってあげないと、現場の先生方ちょっと苦しいのかなという直感はあるんですが、これは法律専門家の先生方の意見を聞いたらと思えますが。

小粥座長 中保さん、いかがでしょうか。

中保部付 すみません。先ほど、作成後の話をしてしまいました。

作成前についても、先生方の御理解、御協力を頂けるようでしたら、是非そういう授業を作成前に展開して、そこで頂いた御意見や、実際教鞭を執っていただいた先生の御意見や、受けた学生さん、生徒さんの意見についても、教材の内容に反映できるようにしていきたいと思っております。ひとえに先生方の御協力が必要になってくるところでございますので、よろしく願いいたします。先生がお考えになられているティーチャーズガイドのイメージをお伺いできますか。

江口委員 どういうイメージかというのは、ここで僕、もうちょっと示さなきゃいけないんですけども、冊子として頒布させるんじゃないくて、何かこう授業の構想なんかするときのヒントブックみたいな形で、ネットの中で議論させてもいいんじゃないかという直感があって、最近、そういうのでコストを削減していくような傾向があるのでという感じです。

中保部付 その点についても、中保から答えさせていただきます。

先生の御指摘、非常にごもつともだと思っております。特に、先ほど私が少し、先出しで説明してしまいましたけれども、法教育に興味や関心が少し薄い、少し法教育というところに二の足を踏んでいる先生方にも教材を手にとってもらうために、先ほどお話しいただいたティーチャーズガイドのようなものを作成していかなくちゃいけないなと思っております。それが、やはり冊子だと1回作ってしまうと、なかなかそれを改訂するのが、予算とかの問題もあって難しいところもあります。そういう意味では、それをネットなどの方法で、法務省のホームページがありますので、そういう形でティーチャーズガイドのようなものを載せていくというのは、ひとつ在り得る選択肢かなと思っております。

アメリカや諸外国で、どういう取組がされていて、どういう先端的なガイドというものがあるのかについては、また今後、この教育推進協議会や、教材作成部会のほうで、諸先生方のお知恵や具体的な事例を示していただけて、御議論をさせていただければなと思っております。

小粥座長 ありがとうございます。江口先生、よろしいでしょうか。

他にいかがでしょうか。樋口委員、お願いいたします。

樋口委員 ありがとうございます。小学校の事例ということではありますけれども、やはり先生方に使っていただけるように、アニメーション化することは、非常に意味のあることかなと思っております。

ひとつ、情報化社会のところで例にして、お話、あるいは確認をさせていただきたいわけですが、「情報化社会における表現の自由と知る権利」、この教材については、小学校5年生、あるいは6年生の社会科で扱うようにということが、こちらの冊子の70ページには書かれております。ちなみに、1つ前の「もめごとの解決」、これは社会科であったり、特別活動であったり、総合的な学習の時間であったりということで、3つ併用されているわけですね。実際に使っていただくためには、社会科の授業以外でも、この教材が使えるというようなことをどこかティーチャーズガイドなのか、あるいはパッケージに何か一文を示すか、そういうことが必要なのかなということも感じました。

もちろん、こちらの教材は、レベル的にも高いものがありますので、やはり社会科で扱うのが一番適切だということで、この教材を作成された、平成26年ですかね、のときには作ったものと思っておりますけれども、やはり広げていくという意味では、他のところで扱ってはいけないのではなくて、扱うことも可であるというようなことを、どこかに入れていただいたら有り難いかなと思っております。

小粥座長 ありがとうございます。

磯山先生、お願いします。

磯山委員 話して差し支えないと思いますが、ちょうど今週、法務省の職員の方々にわざわざいらしていただきました。学部と大学院生がこれから教員を目指す、いわゆる教員養成の法教育の中で、どういうことをやっているのか、何を考えているのかということを見ていただきました。短い時間でしたけれども、この教材自体を基に議論したときにも、江口先生とか、樋口先生がおっしゃっているような、そういう発想というのは出てきていました。特に、情報化の部分については、若い学生と先生が多かったので、端的に言えば、ちょっと古いということをはっきりと言っていました。それをアップデートしていくような場をどうやって作るかや、それをどうやって発信していくのかというのは、課題になると考えています。

小粥座長 ありがとうございます。

中保さん、お願いします。

中保部付 1点質問なんですけれども、例えば、この「きめきめ王国」の情報化社会のほうの事例ですけれども、社会科以外の例えば単元ですと、どういう単元で使用するというか、使うということが考えられるかについて、お知恵を頂ければなと思っております。

樋口委員 具体的な学習指導要領上の表記については、これはまた持ち帰って確認をさせていただきますけれども、例えば、情報モラルを扱う特別活動のような場合に、情報モラルをモラルだけで扱うのではなく、こういう教材の内容を用いて、子供たちに考えさせるということは大いに考えられることかなと思っております。

中保部付 ありがとうございます。

小粥座長 今、磯山委員からお尋ねというか、問題提起がありました、この2014年の推進協議会の教材から、言ってみれば少し離れる可能性、もし離れることが許されるとすると、どうやってという点については、中保さんにお尋ねするのも何なんですけれども、何か見通しというのでしょうか、可能性がございませうでしょうか。

中保部付 お答えさせていただきます。

基本的に、まず、基本的な発想としましては、今回の視聴覚教材につきましては、この推進協議会のほうで作成していただきましたこの冊子版の教材、非常にいいもの、内容として

は、非常にできのいいものだという評価をいろんなところで頂いているところでございますので、その利用率、教材を利用した授業の実施率を上げていくということを、1つのコンセプトとして作成したいと考えております。

ゆえに、根っこはやはり教材のところ、冊子の教材をベースにしたいと思っているところではございますが、応用的な部分、今回の「きめきめ王国」の事案についても、エクセル表の2ページの(4)の「発展」というところで「きめきめ王国のその後」ということで冊子版の教材にはないところでございます。

このように、発展的な事例を取り上げて、より深い法教育への理解や、法的なものの方を身につけるといったところにつなげていきたいと思っております。その点、磯山先生にいろいろ御指導いただきながら、今後とも作成について検討していきたいと思っております。

小粥座長 磯山先生、今の点、よろしいですか。

磯山委員 はい。

小粥座長 ありがとうございます。

では、館先生、お願いいたします。

館委員 小学生にとっても何か面白そうな教材だと思っはいるのですけれども、このエクセル表で今、ちょうど指摘された「きめきめ王国のその後」という発展のところの文言なんですけれども、これは差し当たりはこのように表現されているかとは思いますが、ちょっと気になった点がありました。文章中、完全に自由とすると「国民の意見はバラバラになって」と表現されているのですが、基本的に今現在においても自由な状況にありながら「バラバラになる」ということではない訳で、このような表現でいいのかなと思いました。また、下の方の展開2の後の解説2で、「表現の自由の事前規制については」というような文言があって、このあたりは、小学生に説明するときにかなり難しい内容になってくるし、そもそも事前規制ということの意味は何なのかなど少し扱うのが難しい内容である気がします。

このまま言葉として冊子になったりするとは思わないんですけれども、ちょっと気になったということで、今、ここで発言をさせてもらいました。

小粥座長 ありがとうございます。これは、磯山委員がテイクノートするという感じなのですか。中保部付ですか。中保部付、お願いします。

中保部付 すみません。確かに先生、御指摘のとおり、ちょっと表現として不適當なのかなというところもあると思っております。「意見がバラバラ」というのは、多様な意見というような評価も可能でしょうし、ちょっとその表現ぶりについては、訂正させていただきたいと思っておりますし、このまま教材になるということでは、当然ございません。飽くまで本日骨子について、先生方のお知恵を頂くために、たたき台として示させていただいているものでございます。

「表現の自由の事前規制」という点につきましては、例えば、冊子や本が出まして、それが社会に流通する前に規制をかけるというような、一般の国民の方に目を触れる前に規制をかけて、一般社会に流通しないようにするという意味で「事前規制」という言葉を使わせていただいたところでございます。視聴覚教材にそのままこの言葉が使われることは、恐らくないとは思いますが、館委員から御指摘いただいたように、分かりやすい内容にしなければいけないというのは、当然基本とするところでございますので、それ以外の表現ぶりも含め

て、気をつけてまいりたいと思います。

小粥座長 よろしく願いいたします。

磯山委員、どうぞ。

磯山委員 実際、理想にすぎないかもしれませんが、基本的にこの部分だけに限らず、映像化するとき、2つのパターンを考えています。1つのパターンは、先生方が授業を進めていくときに、こういう映像があれば授業をやりやすくなるというものです。もう1つのパターンは、せっかく映像化するので、子供に、それこそ子供向けの法教育番組のような子供がこれを見たら、法の見方や考え方ってこうなんだなということが分かるような解説を、ハウリス君の映像とうまく合わせながら、何か表現できたら良いという発想のものです。その解説の部分は、その理想に近づけるのだろうかと思う難しい表現になっているのが気になるということが、館先生の御指摘だと思います。何とか子供が分かって考えられるように、工夫して作っていただけると良いと思っています。

小粥座長 ありがとうございます。

私からも、1つ、2つよろしいでしょうか。

法教育を更に普及していくために視聴覚教材を作るということで、私も大賛成なのですが、私はどうやって普及させるかというところには、必ずしもよく頭が回りません。民法の教師という観点から、あるいは法学を大学で教える者という観点から気になることと申しますと、この映像によって、法のイメージというものが抽象的に、小学生、中学生に伝わると思うのですね。そのイメージの形成を学校の教育系の先生方たちだけの視点でやると、もしかしたらある種のバイアスがかかるのではないかという懸念を若干持っておりまして、例えば、判断をする役回りの人の大きさがどのくらいなのかということが気になるわけですね。大きくて年をとっている人というような形で法をイメージするのか、それとも争っている人よりももっと小さな人が、理屈だけで裁定をするのかというようなイメージなどもあると思うのですね。そういった問題もあるので、裁定者というか、中に立つ人のキャラクターをどういったものにするのかということについても、お考えを及ぼしていただければ大変ありがたいと思います。

こういうやや、抽象的なことがその1つです。それに限らず、映像によって子供たちが受ける法イメージということも、細かな法的な論点だけでなく、それは恐らく法律の専門家の、何ていうのでしょうか、レビューというのでしょうか、御意見をお聞きになるほうがよいのではないかと、例えば、清藤委員とか、片岡委員にもまず少し、ちょっと絵だけで見ていただくというようなことで、視線を複数化できるのではないかと気がいたします。

それから、あと細かな法的な問題点で、やや気になるようなところもありまして、例えばソフトの貸し借りは身近な例ではあるのですが、法的に言うと無償契約でして、無償契約は少し理屈が難しいところがあると思うのですね。なので、この教材自体、非常に身近な例なのでよいと思うのですが、突っ込んでいくと、無償契約は民法の教師でもよく分からないところがありますので、それはもちろん村松先生ほかアドバイザーはたくさんいらっしゃると思いますが、江口先生のおっしゃることと、私の申し上げることは重なっていますが、要するに、違う面をもう少し作成の課程でかませるとよいのではないかとということになるかと思っています。

長くなってしまいました。すみませんでした。

中保部付 ありがとうございます。そうでしたら、私から。

小粥座長 中保部付、お願いします。

中保部付 すみません。お答えさせていただきます。

確かに、映像というものはインパクトが大きいですので、非常に教育的効果も高いでしょうし、一歩間違えると、悪い意味の印象というか、思い込みを与えるようなものになってしまうところは座長御指摘のとおり、気を付けていかなければならないなと思っております。その意味で、飽くまで今回骨子ということで、本推進協議会に諮らせていただきましたが、今後、映像化する段階では、可能な限り、細かく推進協議会の先生方にもお話を聞きまして、お知恵を頂きたいと思っております。

その意味で、推進協議会には教育関係者や報道関係者の先生方も入っていただいておりますし、法律専門家の先生方にも入っていただいているところでございます。そのいろいろなお知恵を頂きながらやっていきたいと思っております。教材作成部会につきましても、資料3のほうで、4の法的助言グループというところで小職の名前も書かせていただいておりますが、あと最高裁の宮端委員、弁護士の矢田委員にも入っていただいているところでございます。

今回、骨子につきまして、おおむね方向性について御了承いただきましたら、今後は、法的助言グループの先生方とより密な意見交換をして、座長の疑念を払拭できるような内容にしていきたいと考えているところでございます。

使用貸借の事例につきましては、その点、法的助言グループの先生方のお知恵も借りながら、どういう事例が、法的な齟齬もなくして良い事例なのかということも少し追求していきたいと思っております。

以上でございます。

小粥座長 その他にはいかがでしょうか。

少し先を急ぐようで恐縮ですが、そういたしましたら、続けて、高校生向け法教育教材について、橋本委員から議論の経過と骨子について、御報告をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

橋本委員 それでは私のほうから、高校生向け教材執筆グループにおける、教材作成に向けた検討状況について御報告をいたします。

教材作成の目的ですけれども、高校生向け教材執筆グループにおきましては、4月27日の教材作成部会全体のキックオフ以降、5月27日、8月3日、9月9日、10月28日の計4回にわたりまして協議を重ねてきました。現時点での決定事項を資料5の骨子としてまとめています。

まず、1番。「高校生向け教材作成の目的」を御覧ください。高校生向け教材につきましては、完成した教材例を活用した法教育授業を通じて、高校生が法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるよう促すことを目的としています。具体的な内容につきましては、前回の推進協議会で御了承を頂きました、資料2に記載されているとおりでございますので、割愛をさせていただきます。

次に、高校生向け教材の基本的な作成方針につきましてですが、資料5、骨子の2、作成方針にありますとおり、これまで作成してきました小学生向け及び中学生向け教材と同様、委員において教材原案を作成し、デザインやレイアウト等の調整を業者に委託すること。完

成した教材は冊子の形で作成・配布するとともに、法務省ホームページ等に掲載すること。作成した教材を使って、実際に授業を行った際の生徒の反応や、議論の方向などを含む実践報告を教材とともに、法務省ホームページに掲載することを予定をしています。

続きまして、教材の構成及び題材例について、御説明をいたします。3番の題材例を御覧ください。教材の構成といたしましては、「ルールづくり（ルールの在り方を考える）」「私法と契約」「紛争解決と司法」という3部の構成としておりまして、それぞれの柱の下に複数の題材例を盛り込むことを予定しております。

なお、中学生向けの教材にございました憲法についてですが、あえて独立の柱とせず、各題材例を通じて、憲法の基本的価値についても学習できるものになりたいと考えているところです。

続きまして、3つの柱ごとに題材例について御説明をいたします。まず、(1)「ルールづくり（ルールの在り方を考える）」についてですけれども、この柱では、「ルールづくり（小学生向け教材で取り扱ったルールづくりの事例を、高校生向けに発展したもの）」と、「ルールの在り方を考える」という題材例の作成を予定しているところです。

まず、「ルールづくり」につきましては、小学生、中学生向けの教材の発展版として、中学生向け教材に掲載をしていました、マンションのペットのトラブル、又は町内のごみ収集場所のトラブルよりも、空間的な広がりがある、かつ利害関係がより複雑な題材を盛り込みたいというふうに考えているところです。

「ルールの在り方を考える」につきましては、配分的正義、結果の公正といったような観点から、既存のルールや規制の在り方、積極的差別是正措置の是非について検討させたいと考えているところです。

具体的な内容につきましては、現在検討中ですが、社会情勢の変化に伴って既存のルールの修正の是非を検討させる題材や、新たに生じた問題点に対応するため、新たなルールを作るといった題材を盛り込むことができるのではないかと考えているところです。

次に、(2)「私法と契約」ということになりまして、この柱では、「契約の基本的な考え方」と、「契約の原則の修正」という題材例の作成を予定しております。「契約の基本的な考え方」ですが、契約の基本的な考え方を理解させることを目標として、身近な事例を題材に、日常生活において、法、契約が身近なものであることを認識させるとともに、契約の基本的な考え方、例えば、私的自治の原則、契約自由の原則といった原則を理解させるものとしたいと考えています。

「契約の原則の修正」につきましては、労働や消費者保護といったような、当事者が対等な関係になく、契約の原則の修正を考えさせなければならない具体的な事例に基づいて、修正の具体的な内容や、その限界等について考えさせるものを考えているところでございます。

なお、特に、原則についての学習については、知識を教示する、教え込むといったような内容に偏ることが懸念されますので、生徒の興味関心を引くような事例や手法を引き続き検討することとしているところです。

最後に、(3)「紛争解決・司法の柱」ですが、調停、裁判という題材例の作成を予定しているところです。第三者の立場で、紛争当事者の言い分を公平に理解し、争点を整理し、更にこれに対する自分の意見を形成、主張した上で、紛争解決という一連の体験によりまして、紛争解決に必要な資質や能力を養うことを主眼としたものになりたいと考えている

ところでは。

このような学習目標を達成するために、民事、刑事それぞれについての題材を1つずつ盛り込むことを予定をしています。民事につきましても、裁判だけではなくて、調停などの裁判外紛争解決手続を題材として、当事者の主張を聞き、公平な第三者として紛争を解決する体験をさせることも検討しているところです。

刑事事件については、模擬裁判も有効なツールであるところ、これ以外にも、裁判員の立場で、被告人や証人に対する質問を考えさせて、証拠の多面性や裁判員裁判の意義を実感させるような題材も考えられますので、どのような構成にするのが最も適切かについては、引き続き検討していくということになると思います。

最後に原則として、1つの題材については、使い勝手も考えて、1単元、1授業50分の授業で完結するものを考えています。一方で、まずは教員の方々に法教育の教材を手にとってもらおうということが重要になりますので、このためには、様々な教科での利用が想定できる、多様な題材例を盛り込むことが有効であると考えられます。このような観点から、1時間、50分の間で扱う題材例に加えまして、15分程度で扱うことのできるような題材例等についても盛り込むことを予定しているところです。

これまでの高校生向け教材執筆グループでの協議状況は以上です。今後は、題材例が決まったら、それぞれの担当に分かれて執筆を進めていくという予定になっているところです。

以上です。ありがとうございました。

小粥座長 どうもありがとうございました。

ただいま、橋本委員から御報告を頂きました高校生向け教材の骨子につきまして、何か御質問等、ございますでしょうか。

村松先生、お願いいたします。

村松委員 この題材例のところですけども、そうしますと、この(1)(2)(3)と3つのテーマに沿って、それぞれのテーマについて、2つずつ作っていくというイメージになるんですか。例えば、「ルールづくり」であれば、1つ目の丸の「ルールづくり」と、2つ目の「ルールの在り方を考える」という教材になるのか。それとも、それを一緒にミックスしたようなものを1本作るという御予定なのですか。

橋本委員 それは僕のほうから。恐らくそれぞれのテーマごとで1つずつのイメージで考えているということです。

小粥座長 中保部付、ございますか。

中保部付 特に結構です。

小粥座長 江口先生、お願いします。

江口委員 これも同じくどこかで実験的に授業をやる予定ですか。

橋本委員 はい。恐らく小学校、中学校の場合、視聴覚教材の場合と同じような形で進めていくということになると思います。

江口委員 確か前のときも結構実験的にやって、相当修正した形がありますよね。

橋本委員 はい。中学校の場合の「ルールづくり」の授業も、確か何回か授業を行わせていただいて、それを踏まえて修正したという経緯があったと思いますので、同じような形で進めていきたいと思っています。

小粥座長 江口先生、お願いします。

江口委員 先ほどのバイアスの排除のために、いろいろな専門家が集まって情報を開示しながら、何回か試行錯誤しながら、合成しながら、できるだけ誤謬をなくすような構造はないかというのと、これも教材も多分同じだと思うんですけども、教材は学校の先生が使うか使わないかの学習権みたいなものは、ほぼ学校の先生方のほうにあるものだから、そんなに強力ではないというか。なんだけれども、法務省として、できるだけ普及させるためには、できるだけ安定的な教材を作ってほしいというのが素直な感覚で、というのは、橋本先生や僕もずっと言っているんですけども、学校の先生方は、「ルールづくり」があると「ルールづくり」は何でもできると。要するに、ある状況の中で、制定法も超えてやれそうな合意ができたらやってもいいんじゃないのということで、「えー、何、それは」というのが相当個人的にはあって、そのあたりは高校生には余りやるべきではないという直感もあるので、できるだけそれは発展問題とか、指導上の留意点とか、指導上の観点の中でちょっと議論させてあげたほうが良いような気がするなというのは、ちょっとあるので。教材見て議論しないと分からないんですけども、ということです。

小粥座長 よろしいですか。

橋本先生ございますか。

橋本委員 いや、結構です。十分理解したつもりですので。

小粥座長 館先生、お願いします。

館委員 今の件にも関わるんですが、中学校の4つの教材、「ルールづくり」、「契約」、「司法」、そして「憲法」というのが、いわゆる学習指導要領に載っている内容を、この4つの教材として取り上げたんですね。法教育とのつながりが深いものとして。しかし、高校の学習指導要領の中で、「ルールづくり」的な内容は多分ないだろうなと思います。「ルールづくり」のような内容が教科書等に載っていないとなってくると、なかなか踏み込みにくいというのが現場の教員としてはあるのかなと思ったんですが。

小粥座長 それでは中保部付、お願いできますか。

中保部付 今後、学習指導要領の改訂等も予定されているとお聞きしております。その中では、こういう資料5の教材骨子の1に掲げさせていただいたような能力等の獲得につき重点を置いた学習指導要領の方向性になるとお聞きをしているところでございます。

この1に掲げさせていただいたものは、資料2の小中学生向け教材、高校生向け教材の方針に掲げさせていただいているものでございまして、この法的なものの考え方、具体的にはこの①、②、③で掲げさせていただいているところではございますが、多様な考え方を前提に、自分なりの考え方を見つけ、他者の考え方を尊重し、公平な立場で紛争を予防したり、紛争を解決していくという力については、現在の学習指導要領上も、そういう力が求められていると思いますし、今後、学習指導要領が改訂されれば、よりそういうものに力を置いたような、焦点を置いたような内容になっていくのではないかなと思っております。先生御指摘のとおり、学習指導要領から外れてしまうと、現場の先生の使い勝手が悪くなってしまいますので、学習指導要領とのリンクというのは、今後も意識してやっていかなければいけないなと思っているところでございます。

以上でございます。

小粥座長 ありがとうございます。

館先生、よろしいでしょうか。

館委員 今後の学習指導要領の改訂をにらんでということでしたら、全く問題ないと思っています。時期についての解釈が違ってしまっていて、申し訳ありません。

小粥座長 ありがとうございます。

村松先生、お願いします。

村松委員 3つのテーマで作成されるということで、中学校教材にあった憲法は、それぞれの教材の中に入れ込むということです。それであれば、そういう方向で是非お願いしたいと思っています。恐らくそれぞれの教材の中に、憲法の基本的価値である、自由とか平等というのは割とうまく盛り込めるのかなと思っています。

ただ、立憲主義をどう入れるのかというところは、なかなか僕もイメージが湧かないところです。憲法の基本的価値と言うと、立憲主義も出てきますので、それを正面から入れるのは難しいので、解説になるのかもしれませんが、立憲主義の視点も少し持っていただくのと有り難いかなと思っています。

あと、1時間で行うという、非常にコンパクトで制限のあるチャレンジングな企画だとは思いますが、余りいろいろ盛り込むことはできないと思うのですが、例えば、この「ルールの在り方を考える」のところ、配分的正義のような視点を出すというのは、それはいいことだと思うんですが、そういうことであれば、紛争解決のところでは、矯正的正義とかも出てきますし、あるいはそのルールや紛争解決のところでは、手続的正義というのが出てくるんだろうと思います。さらに、紛争解決の中でも、例えば2当事者の間での紛争をどう解決するかということであれば、矯正的正義の話になってきますけれども、遺産分割みたいな話になってくると、当事者が複数いて、土地があって、お金があって、いろいろあってうまく分けられない中で、関係当事者みんなが納得いくのはどう分けられるのかというようなこともできなくはないだろうと思うんですね。ちょっと難しく複雑になってきますので、50分という枠の中で適切かどうかというのはありますが、そういうことができれば、それはそれでまた配分的正義の話にもなってくるかと思っています。中学校のところでは2当事者間の紛争解決をしたので、高校のレベルでは、もう少し複数の複雑な形での紛争解決、それは新しい指導要領の中で言えば、課題解決のところにならなってくるかと思っていますので、そういう視点もあってもいいのかなと思いました。

小粥座長 ありがとうございます。

橋本委員、何かございますか。

橋本委員 今回の村松委員の御指摘というのは、恐らく「ルールを在り方を考える」の配分的正義の内容と、恐らく私法と契約、紛争解決というところの関連づけというところの視点を提示をしていただいたと思いますので、村松委員の御意見を踏まえつつ、授業の作成に当たっていききたいというふうに思います。

小粥座長 中保部付、お願いします。

中保部付 あと、憲法のところの御指摘いただきました。憲法の先ほど、橋本先生からもお話しいただきましたけれども、憲法の基本的価値についても、この教材例の学習を通じて、学生さんが学んでいただけるような内容にしていきたいと思っていますので、今後、村松先生の今日の御指摘を踏まえて、橋本先生を始めとする、委員の先生方と協議して、よりよい内容にしていきたいと思っています。

小粥座長 ほかにいかがでしょうか。

ちょっと私から、小さなこと、3つぐらいちょっと申し上げたいのですけれども、1つ目は憲法の扱い方で、こういう風に憲法という独立の柱を立てずに各題材の中に溶け込ませるというやり方は、私はなかなかいいのではないかと思います。それは感想です。

それから、2つ目は、3本目の柱の紛争解決・司法のところですが、ここは何がコアになるのか、はっきりさせないと、(1)、特に(2)と区別がつきにくくなるような気がしまして。ですので、手続ということだと、何が手続のコアかと言うと、例えば先ほどちょっと単語が出た手続保障とか、そのあたりのことに絞るとかいうような、あるいはそこによりフォーカスするというようなことなどしないと、(3)と(1)、(2)、特に(2)との区別が難しくなるかなという、これもまた感想であります。

それから3つ目は、先ほどの村松委員の御発言とも関わるんですが、例えば公害裁判などを念頭に置くと、2当事者間の紛争解決が社会的な影響を及ぼします。ですから、そういうような例ですと、遺産分割ほど恐らく複雑ではなく、しかし、社会との影響で2当事者間の紛争解決を考えるということが、あるいは可能なのではないかと思います。

中保部付、お願いします。

中保部付 ありがとうございます。

この(3)が(1)と(2)とどういう違いを出していくのかというのは、高校生向け教材の作成グループのほうでも、いろいろ意見が出ているところでございます。

1つの整理の仕方としては、(3)はより第三者、当事者の立場として紛争を捉えるのではなくて、第三者の立場として、その紛争を解決していくところを、ひとつ焦点を当てられるのかなという意見が出ているところでございます。

今回、座長から御指摘いただいたような手続的保障とか手続面の焦点の当て方というのも、1つの光の当て方だと思いますので、今日先生方から頂いた意見は、当然、教材作成部会のほうにフィードバックさせていただきますので、よりよいものにしていきたいと思っております。

最後の(3)の關係の民事の分野でどういうものを取り上げるかということだと、公害裁判を指摘いただいた点はそういう關係するところだと思っております。民事については裁判を取り上げるのか、ADRを取り上げるのか、どういう事例を取り上げるのかについては、まだ特段決まっていないところでございます。村松委員から御指摘受けた遺産分割や、座長から御指摘いただいた公害の裁判の事例のように、社会との関わり合いがあるような紛争、トラブルというものを、高校生向けの教材ですので、より意識したものになりたいと考えております。

以上でございます。

小粥座長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

よろしければ、これまで委員の先生方の御意見を拝聴する限り、磯山先生に御報告いただきました小中学生向け視聴覚教材及び、ただいま橋本先生から御報告いただきました高校生向け教材につきまして、配布資料の4及び5の骨子に基づいて作成を今後とも進めていくということにつきまして、御了解を頂いたと理解いたしました。よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

そういたしましたら、次の議題にまいります。次の議題は、「法教育の更なる普及・充実に向けた今後の取組等について」でございます。

まずは、事務局から何点か御報告があるということですので、中保部付から御説明をよろしく願いいたします。

中保部付 それでは、事務局から4点ほど御報告させていただきます。少し報告が長くなりますが、御容赦ください。

まず、1点目でございますが、資料6の関係でございます。学校の先生方からの要望に応じて、法務省職員が学校等に出向き、法教育授業を実施する、いわゆる出前授業につきましては、授業内容が一目で分かるようなお品書きを作成させていただいたところでございます。資料6でございます。

前回、第40回の推進協議会におきまして、案の段階のものをお示しして、委員の先生方から御意見を頂いたところでございますが、出前授業として具体的にどういった内容の授業ができるのかが分かる資料が欲しいという教育現場からの要望を受けまして、リーフレットよりも簡単に内容のリニューアルができて、また、手軽にファックスやメール等で配布できるものと考え、作成したものでございます。皆様から頂いた意見を反映して完成させまして、まずはお品書きを作るきっかけともなりました、東京都の私立学校に配布させていただいたところでございます。その他、教員を対象にした研修などで法教育に関する講義をさせていただく機会にリーフレットと併せて配布しており、今後も出前授業を積極的に活用してもらえますよう、学校現場等に配布、広報をしていくことを予定しているところでございます。内容面につきましては適宜リニューアルしていくことを考えておりますので、お気づきの点等ございましたら、本日若しくは後日でも構いませんので、司法法制部宛てに御意見いただければと思います。

2点目につきましては、資料7でございます。本年10月1日に、第57回「法の日」週間記念行事、いわゆる「法の日フェスタ」と呼ばれているものですが、の法教育関連イベントとして、「プロと一緒に模擬裁判」を実施させていただいたところでございます。

「法の日」とはどんなものかと申しますと、最高裁判所、法務省及び日本弁護士連合会の共同の決議に基づきまして、国民の皆様が法の役割や重要性について考えていただくきっかけとなるよう、設けられたものでございます。毎年10月1日の法の日から1週間は、「法の日週間」とされまして、この週間の趣旨の徹底を図るため、全国各地で講演会や座談会など、各種の行事を実施しているほか、最高裁判所、日本弁護士連合会、最高検、法務省においても協力し、それぞれの立場で「法の日フェスタ」という記念行事を開催しているところでございます。

法務省におきましても、赤レンガ棟や庁舎の一部を開放しまして、法や法務省を身近に感じてもらうための様々なイベントを実施したところでございます。

当日は、前年が450名のところ、1,300名を超える来場者をお迎えし、大盛況となったところでございます。我が司法法制部におきましては、昨年に引き続きまして、高校生、一般の方向けのプログラムとしまして、「プロと一緒に模擬裁判」というイベントを実施させていただいたところでございます。資料7の2ページを御覧いただけますでしょうか。プロの法律家、裁判官、検察官、弁護士とチームを組んで、重大事件を題材にした模擬裁判を体験してもらうというものでございまして、裁判の審議終了後は、傍聴者も含めてグループ

を作って、評議をしていただき、有罪か無罪か、グループごとに結論を発表してもらいました。職員のサポートのもと、参加者の方々には非常に活発に議論をしていただき、また、来場者アンケートでも好評を頂いたところでございます。それ以外の、法の日フェスタのイベントについても、資料7に書かれているところですので、御関心あれば御覧いただければと思います。

3点目につきましては、資料8でございます。本年4月27日、日本女子大学において、家政学部児童学科の学生およそ200名を対象に、「子どもと法」というテーマで講義を行ったところでございます。講義の中では、法教育の意義や目的、法教育に関する各種取組について説明させていただきました。これらの学生の多くは、幼稚園の先生など、子供たちに関わる職業に就くと聞いておりました、将来の法教育の担い手を育成するという観点からも有意義であると考えており、年明けの1月にも同様の講義を実施させていただく予定でございます。講義の様子は配布資料8にあるとおり、法務省のホームページに掲載されているところでございます。その中の写真にありますとおり、会場には法教育のマスコットキャラクターのハウリス君にも登場してもらいました。講義後にはハウリス君の写真が、多数SNSに投稿されるなど、広報活動としても一定の効果があったかと思っております。

なお、前回の協議会において、ハウリス君の着ぐるみ制作中である旨、御報告させていただいたところですが、今回が着ぐるみの完成後、初めての法教育の推進協議会になりますので、ここで皆様に御披露したいと思います。

ハウリス君につきましては、先ほど御紹介させていただきました日本女子大学での講義のほかに、7月に有楽町駅前で行われた「社会を明るくする運動」の「立ち直りフェスティバル」や、「子ども霞が関見学デー」、10月の先ほどの「法の日フェスタ」など、数多くのイベントに登場するとともに、法務省の地方の出先機関が実施するイベントにも出張させていただいております、積極的に広報活動を行っているところでございます。今後も、法教育の認知度の向上と更なる充実のために、ハウリス君とともに頑張っていきたいと思っております。

続いて4点目でございますが、法教育をめぐる政府与党の動きについて、御報告させていただきます。

本年6月2日、経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針2016が閣議決定をされました。資料9を御覧ください。暮らしの安全・安心を守るための施策の1つとして、28ページに様々な諸施策の中に、法教育の推進ということも明記されているところがございます。このように閣議決定された骨太の方針にも法教育の推進がうたわれているところがございます。

また、自民党の司法制度調査会の本年5月の中間提言。資料10でございます。8ページを御覧いただければと思います。この中で、「法の支配」を支えるあらゆる段階での人材養成として、3行目でございますが、「初等中等教育、更には高等教育の各段階における法教育を体系的かつ切れ目なく普及・推進することが有効である。」というふうな提言がされるとともに、このための具体的施策として、「ティーンズコート」というようなことが9ページに書かれているところ、1番上でございます。模擬裁判、子供裁判と言われるようなものがございますが、そういうものの導入。地域ごとに法教育推進協議会の設置や模擬裁判の指

導者の養成，教材，ガイドブックの作成といったことが提案されているところでございます。このように，政府，与党挙げて法教育の更なる普及・推進に努めていくことが強く求められている状況にあります。

法務省といたしましては，現在進めております，小中学生向け視聴覚教材と高校生向け教材の作成と並行しまして，法教育が更に普及・充実するよう，有効な方策を検討し，前向きに展開していきたいと考えております。

委員の皆様には引き続きお力添えを頂きたく，どうぞよろしく願いいたします。

事務局からの報告は以上でございます。

小粥座長 ありがとうございます。

ただいま，事務局から御報告がありました件につきまして，何か御意見，御質問などございますでしょうか。

私，質問していいですか。

この法教育が骨太の方針などに，あるいは自民党の司法制度調査会の中に取り上げられて，ますます普及に後押しになるということは有り難いことだと思うのですが，私がお尋ねしたいのは，その位置付けのようなことです。この置かれている項目が，どの程度意味があるものなのかということ。例えば自民党のほうですと，法順守というところが最初に出てきて，法の支配，一定の理解に基づく法の支配というところの中で，法教育ということが入れ込まれているような印象も持ちますし，それから，骨太の方針では，治安・司法・危機管理の中でということなのですが，私は特にどこに入っているということに気にならず，とりあえず法教育という言葉が入っているというふうに理解してよいのかなというふうにも思うのですけれども，そのあたり何かここに入っているから何か特定の意味合いが帯びるというようなことがあるかどうかということ，ちょっと教えていただきたいと思っております。

中保部付 まずは載ったというところが，非常に重要な一步であると思っているところでございます。

あと，まず骨太の方針の資料9でございますが，治安・司法・危機管理，暮らしの安全・安心というところ大項目で載っておりますが，様々な項目が載っているところでございますので，法教育の推進というものが，特定の色がついたものとしてここに挙げられているわけではなくて，やはり法教育の推進というのが，一番は司法に関わるころだと思っておりますし，我々の暮らしに関わるころ，暮らしの安全と言ったらあれかもしれませんが，多様な考え方を持った人たちが気持ちよく生活するためのものというものでは，やはり暮らしの安全・安心に関わるものだと思っておりますので，一番関係が強いところの，このタームのところに法教育の推進というものが入っているという整理ではないかと思っているところでございます。

自民党のほうも，これは政府の営みとは別の与党の取組でございますので，法教育の普及・推進ということで，与党のほうからも力強い支援を頂いているところだと思っております。

この司法制度調査会でございますが，この中間提言が出た際も，今も，この調査会の会長は上川陽子先生でございますが，前々法務大臣でございます。上川先生は大臣在職時から，非常に法教育について御関心が高かったところでございますが，法教育の普及・推進に力を入れていただいたところでございます。現に群馬県のほうで，法教育推進協議会が立ち上げられておりますが，そこで「車座ふるさとトーク」というイベントで実際に上川先生が行か

れまして、法教育授業も御覧になったような経緯もございます。そういうところもございまして、この中間提言にも法教育の推進ということで応援いただいているというところがございます。

以上でございます。

小粥座長 そのほか、御意見、御質問等、ございますでしょうか。

長戸委員、お願いいたします。

長戸委員 この場でさせてもらう質問ではないかもしれないんですけども、この「司法外交」という考え方に非常に興味、関心でございます。それで、ただ、この8ページに、「近年法曹志願者の絶対人数が顕著な減少傾向を見せている」ということが書いてあるんですけども、これの何ていうか、原因というのはどうということなのかということと、何か対策、その対策の1つがやはりこの司法教育なのかなと。子供のころから司法というものを身近に感じてもらうのに、やはりこれがいい対応策になるのかなとも思うんですが、やはり顕著な減少傾向に原因というのは、どんなところにあるんでしょうか。

小粥座長 どなたか。中保部付、お願いします。

中保部付 余りこの法教育の観点から少し離れてしまうかもしれませんが、その法曹志願者の減少というのは、いろいろな場面で指摘されているところでございます。法科大学院の志願者が減少しているなどの点で言われているところでございます。

その要因については、様々な御指摘があるところではございますが、昨年6月に出了た法曹養成制度改革推進会議決定では、ロースクールの全体としての司法試験の合格率や、法曹有資格者の活動の領域の広がりなどが、制度創設当初に期待されていた状況とは異なっているなど、様々な要因が指摘されているところでございます。

法教育というものが、法曹志願者確保に直結するわけでは必ずしもありませんが、法や法曹や裁判というものに関心を持つ、1つのツールであるのかなと思っておりますので、法教育の副次的な効果として、法曹に興味を持ったり、法律に興味を持ってもらえる方が増えるのではないかなと思っていただいております。

しかしながら、やはり、法教育の主眼は、法曹を志望する方だけに限らない、一般の方々が、法的なものを見方、考え方を身につけるといふところにありますので、やはりその主眼、立ち位置というのは変えずに、これからも頑張っていきたいなと思っております。

小粥座長 ありがとうございます。

江口先生。

江口委員 つまらない話なんですけれども、このハウリス君なんていうのは、無料で使ったり、あるいは先ほどの着ぐるみが来てくれるとか、あるいは何か使い方みたいなルールというものはあるものなんですか。是非そういうことも考えてほしいというのは……

いや、今日私がアメリカの法教育の訳本をやったところの団体からきて、ここのネットで買ってやると、1%の寄附が私たちの団体、法教育団体に入ってくるので、そういう構造まで社会が進んでいるんだなと思ったときに、このハウリス君の着ぐるみ及びこれを普及させるプロセスの中で、もうちょっと効果的に法教育推進に使える方法はないのかということ、是非考えてほしいという意味で、考えてみていただくと。

小粥座長 では、中保部付、お願いします。

中保部付 着ぐるみにつきましては、地方の法教育のイベントとかでも、積極的に御依頼があ

って、ハウリス君の身が空いているときでございましたら、積極的に行って法教育の普及につなげていきたいと思っております。ゆえに、地域のイベントや、弁護士会や司法書士会のほうで行われるイベントでも協力できることがあれば、是非ハウリス君を参加させていただければと思っているところでございます。

あとは、映像利用とか、そういう観点につきましては、一人歩きする危険性とかもありません、どういうふうにするのがいいのかということはあるかなと、私個人としては思っているところではございますが、やはり広報について、こういうキャラクターとしては、果たす意味というか、インパクトは大きいと思いますので、今日江口先生から御指摘いただいたところも踏まえまして、やはりこのハウリス君をどうやってうまく活用して、より社会に認知されるキャラクターとするのかというのは、ひとつ考えていかなければいけないと思っているところでございます。

以上でございます。

小粥座長 それでは、本日予定していた議題は以上でございます。

議題以外の皆様から何かございますでしょうか。

特にございませんようでしたら、本日はこれで終了させていただきます。

次回の日程につきましては、追って事務局から御連絡させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

—了—